

## 兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項及び兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の規定により、令和8年5月19日から兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）第12条第1項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の岡本信司が兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する。

なお、兵庫県後期高齢者医療広域連合長職務代理者の表示の形式は次のとおりである。

令和8年5月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

表示の形式 兵庫県後期高齢者医療広域連合長職務代理者  
兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 岡本 信司